

自分の認定の種類を把握しましょう

認定こども園を利用するには、「保育の必要性の認定」
（＝「支給認定」）をうける。

- 認定手続きは、お住まいの市区町村のこども育成課へ手続き。
- 町外在住の方は、お住まいの市区町村のこども育成課に問合せる。

認定の種類

- ① **1号認定**（教育標準時間認定）... 3～5歳（町外在住）
- ② **2号認定**（保育認定）... 3～5歳（町内在住または、玉村町で就労）
- ③ **3号認定**（保育認定）... 0～2歳（町内在住または、玉村町で就労）
- ④ **一時預**... 0～2歳（町外在住）